

横浜市商店街店舗誘致事業補助金交付要綱

制 定 平成 25 年 7 月 1 日 経商第 195 号（局長決裁）
最近改正 平成 31 年 3 月 29 日 経商第 1110 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、商店街への効率的な店舗誘致により、商店街の空き店舗の解消を図るとともに、商店街の活性化に資することを目的として交付する商店街店舗誘致事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定める。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 「商店街」とは、小売業、飲食業、サービス業等が集積している地域をいう。
- (2) 「商店会」とは、次に掲げる横浜市内に存する団体とする。
 - ア 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に基づき設立された商店街団体
 - イ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づき設立された商店街団体
 - ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に基づき設立された商店街団体
 - エ その他アからウまでに掲げる商店街団体に準ずる任意の商店街団体
- (3) 「空き店舗」とは、横浜市内の商店街に所在し、店舗として賃貸できる状況にありながら商業活動が行われていない店舗とする。ただし、百貨店、駅ビル等大型商業施設のテナント型店舗は除く。
- (4) 「登録店舗」とは、前号に定める店舗のうち、商店街空き店舗登録要領（平成 29 年 3 月 31 日 経商第 815 号）第 3 条の定めにより登録されたものとする。
- (5) 「店舗誘致事業」とは、空き店舗を活用し、一定の条件を満たして商店街の活性化に資する事業を開始する者を誘致する事業とする。
- (6) 「事業者」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に基づく中小企業者（以下「中小企業者」という。）又は各種団体で店舗経営を行う者若しくはこれから行う者とする。ただし、以下のいずれかに該当する場合は除く。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の対象となる営業を行う者
 - イ みなし大企業
 - ウ 政治活動及び宗教活動を行う団体
- (7) 前号イの「みなし大企業」とは、以下のいずれかに該当する中小企業者とする。
 - ア 一の大企業（中小企業者以外の者。以下同じ。）が発行済み株式総数又は出資総額の 2 分の 1 以上を単独に所有又は出資している場合
 - イ 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の 3 分の 2 以上を所有又は出資している場合
 - ウ 役員の半数以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合

（補助対象者）

第 3 条 補助対象者は、別表 1 に定める事項を満たす事業者及び商店会とする。

2 次の各号に掲げる者は、補助の対象としない。

- (1) 市町村民税（特別徴収分・普通徴収分）を滞納している者
- (2) 過去 3 か年度内に当該補助金の交付を受けている者
- (3) 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年横浜市条例第 55 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- (4) 暴力団員（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下 この項において同じ。）
- (5) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(6) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費は、仲介手数料を除いた店舗賃貸借契約に係る初期費用等（以下「初期費用等」という。）とし、補助限度額は別表2に定めるとおりとする。

2 国等から同趣旨の補助金を受ける場合は、補助の対象外とする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、商店街店舗誘致事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、必要に応じて、添付書類の省略や追加を求めることができる。

(1) 事業概要書（第1号様式の2）

(2) 個人にあつては住民票、法人にあつては法人登記簿謄本又は登記事項証明書、商店会及び各種団体にあつては定款又は規約等の写し

(3) 代表者・役員等氏名一覧表（第2号様式）

(4) 市町村民税納税証明書

(5) 賃貸借契約書の写し

(6) 初期費用等の支払領収書の写し。ただし、支払領収書の徴収が困難なものについては、振込金受取書の写しなど支払いを証明できる証書の写し

(7) 商店会との覚書（第3号様式）の写し

(8) 開業に際して法律に基づく資格が必要な場合は、当該資格を証する書類の写し

(9) 商店会が行う申請の場合、事業の実施、出店者等を決定した総会等の議事録の写し

(10) その他、市長が必要と認める書類

2 原則として、交付申請書の提出は、開業する前に行うものとする。ただし、当該年度の4月末日までに開業する者で、市長が開業前に申請することが困難であると判断した特別な事由に限り、開業した後の申請を行うことができる。

3 市長は、交付申請者について、第3条の該当の有無を確認するため、第1項の申請書類の一部又は全部を、必要に応じて関係機関へ提供することができる。

4 関係機関は、書面等により知り得た情報を公表してはならない。ただし、横浜市が公表した情報については、この限りでない。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、審査及び必要な調査等を行い、補助金を交付すべきと認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な限度内において条件を付すことができる。

3 市長は、補助金を交付する決定をしたときは、商店街店舗誘致事業補助金交付決定通知書（第4号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、前条の交付申請書等を提出した者（以下「申請者」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

4 市長は、補助金を交付しない決定をしたときは、商店街店舗誘致事業補助金不交付決定通知書（第5号様式）により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 申請者が、補助金規則第9条第1項の規定により申請の取下げを行う場合は、商店街店舗誘致事業補助金交付申請取下届出書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 交付決定通知書の交付を受けた後に取下げを行う場合は、交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日までに、前項に規定する届出書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

3 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(変更等の承認申請)

第8条 交付決定通知書の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業の内容を変更する場合は、事前に、商店街店舗誘致事業変更承認申請書（第7号様式。以下「変更承認申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、商店街店舗誘致事業変更承認通知書（第8号様式）により、補助事業者に対して通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、不適当と認める場合は、商店街店舗誘致事業変更不承認通知書（第9号様式）により、補助事業者に対して通知するものとする。

4 補助事業者が、補助事業を中止又は開業後1年未満で事業を廃止若しくは移転する場合は、事前に、商店街店舗誘致事業廃止等届出書（第10号様式。以下「廃止等届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の規定による廃止等届出書を受理したときは、第14条の規定に基づき、補助金交付の決定の全部を取り消すものとする。

（状況報告）

第9条 補助事業者は、補助金規則第12条の規定に基づき市長から報告を求められた場合は、速やかに、商店街店舗誘致事業遂行状況報告書（第11号様式）を市長へ提出しなければならない。

（事業実績報告）

第10条 補助事業者は、開業した日から起算して30日以内又は当該年度終了期日（3月31日）のいずれか早い期日までに、商店街店舗誘致事業実績報告書（第12号様式。以下「実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長は事業内容や必要に応じて、添付書類の省略や追加を求めることができる。

- (1) 店舗開店を確認できる写真、案内チラシ等
- (2) 商店会との覚書（第3号様式）の写し
- (3) 開業に際して法律に基づく資格が必要な場合は、当該資格を証する書類の写し
- (4) その他、市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、審査及び必要な調査等を行い、補助金の交付額を確定するものとする。ただし、補助金の交付確定額は、当該事業の交付決定通知書に記載された補助金交付決定額を上回らないものとする。

2 市長は、補助金交付額を確定したときは、商店街店舗誘致事業補助金交付額確定通知書（第13号様式）により、前条の規定による実績報告書を提出した者に対し、その旨を通知するものとする。

（補助金交付の請求）

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、商店街店舗誘致事業補助金交付請求書（第14号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書を受けた日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金交付の時期）

第13条 市長は、前条の規定による請求書を受領した場合、当該事業完了前に補助事業者に対し、補助金を交付することができる。

（補助金の返還等）

第14条 市長は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合、補助金交付の決定の全部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業を中止又は開業後1年未満で事業を廃止若しくは移転する場合

- (2) 補助事業者が第3条第1項の要件を満たさなくなった場合
- (3) 補助金規則第19条の規定のいずれかに該当する場合
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部の取消しを行わないことができるものとする。
 - (1) 地震、火災等自然的又は人為的な事象により、申請者の責めに帰すことができないもの
 - (2) その他、市長が特にやむを得ないと認めた場合
- 3 市長は、第1項の規定により取消しをした場合は、商店街店舗誘致事業補助金交付決定取消通知書（第15号様式）により、補助事業者に対して通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定により取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（関係書類の保存期間）

第15条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

（警察本部への照会）

第16条 市長は、必要に応じ、交付申請者について、第3条第2項第3号から第6号までの該当の有無を神奈川県警察本部長に対して確認することができる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1（第3条第1項）補助対象者

申請枠	補助対象者	共通事項
登録店舗活用枠	登録店舗かつ商店会の希望する登録業種で開業し、登録時間内を含めた営業をする者	
開業支援枠	<p>商店街の主要な道路又は通路に直接面している建物の空き店舗を活用して開業する者のうち、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1)「空き店舗コンサルティング事業」の一環として、本市及び商店会の同意を得て開業する者</p> <p>(2)「横浜市特定創業支援等事業」により支援を受けたことを証する者</p> <p>(3)（公財）横浜企業経営支援財団の「横浜ビジネスグランプリ」において、ファイナルに選出されたプランで開業する者</p> <p>(4)「Crea's Market」で出店経験のある者</p> <p>(5)神奈川県「かながわシニア起業スクール」を受講した者</p> <p>(6)その他、(2)～(5)と同等の経験があるとして、市長が特に認めた者</p>	<p>(1) 1年以上継続して事業を行うことが見込まれ、かつ、原則として週4日以上開設し継続的に運営する事業であること。</p> <p>(2) 開業に際して法律に基づく資格等が必要な場合には、当該資格を有し、又は開業までに有する見込みがあること。</p> <p>(3) 開業するエリアの商店会へ加入すること。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。</p>

(備考) 開業支援枠の(1)から(5)までは、次のものをいう。

(1)「空き店舗コンサルティング事業」

ア 本市が実施する「空き店舗コンサルティング事業」の一環として、本市及び商店会の同意を得て商店街内で開業する者

イ 申請期間は、「空き店舗コンサルティング事業」で定める物件概要説明を受けた日から3か月以内とする。

(2)「横浜市特定創業支援等事業」

ア 本市が実施する「横浜市特定創業支援等事業」により支援を受けたことを証する者

イ 申請期間は、「横浜市特定創業支援等事業」の支援を受けたことを証する証明書の有効期限内とする。

(3)「横浜ビジネスグランプリ」

ア （公財）横浜企業経営支援財団が実施する「横浜ビジネスグランプリ」において、ファイナルに選出されたプランで開業する者

イ 申請期間は、横浜ビジネスグランプリファイナル選出年度を含む3か年度内とする。

(4)「Crea's Market」

ア 本市が実施する「Crea's Market」で6か月以上出店した者

イ 申請期間は、「Crea's Market」の出店期間終了後2年以内とする。

(5)「かながわシニア起業スクール」

ア 神奈川県が実施する「かながわシニア起業スクール」のプログラムを原則全回受講した者

イ 申請期間は、「かながわシニア起業スクール」の受講年度を含む3か年度内とする。

別表2（第4条第1項）補助対象経費等

補助対象経費	活用する店舗		補助限度額
仲介手数料を除く店舗賃貸借契約に係る初期費用等	登録店舗 (登録店舗活用枠)	1階	50万円
		2階	30万円
	空き店舗（開業支援枠）		100万円

(備考)

1 初期費用等が補助限度額に満たない場合は、初期費用等を千円未満切捨てにした額までとする。

2 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は、補助の対象としない。

商店街店舗誘致事業補助金交付申請書

（申請先）
横 浜 市 長

申 請 者 〃
住 所
団 体 名
役 職 名
ふ り が な
代 表 者 氏 名 印
(TEL)

※代表者氏名を自署した場合は、押印の省略ができます（法人の場合を除く）。

商店街店舗誘致事業補助金の交付を受けたいので、横浜市商店街店舗誘致事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額

¥ _____ . -

2 添付書類

- (1) 事業概要書（第1号様式の2）
- (2) 個人にあつては住民票、法人にあつては法人登記簿謄本又は登記事項証明書、商店会及び各種団体にあつては定款又は規約等の写し
- (3) 代表者・役員等氏名一覧表（第2号様式）
- (4) 市町村民税納税証明書
- (5) 賃貸借契約書の写し
- (6) 店舗賃貸借契約に係る初期費用等の支払領収書の写し。ただし、支払領収書の徴収が困難なものについては、振込金受取書の写しなど支払いを証明できる証書の写し
- (7) 商店会との覚書（第3号様式）の写し
- (8) 開業に際して法律に基づく資格が必要な場合は、当該資格を証する書類の写し
- (9) 商店会が行う申請の場合、事業の実施、出店者等を決定した総会等の議事録の写し
- (10) その他、市長が必要と認める書類

※（7）及び（8）の書類については、申請時点で未取得の場合は省略可

事業概要書

1 申請者の概要

*は団体・法人の場合のみ記載

ふりがな 団体名・会社名*		設 立 日*	年 月 日
資本金（出資金）*		従 業 員 数*	名 (うちパート・アルバイト: 名)
ふりがな 代 表 者 氏 名		連 絡 先	
所 在 地	〒		

2 開業する店舗の概要（登録店舗： 該当【No. _____】 / 非該当）

店 舗 住 所	〒 【商店会名： _____】 (<input type="checkbox"/> すでに加盟している / <input type="checkbox"/> これから加盟する予定)		
店 舗 面 積	_____ 平米	店 舗 階 数	____ 階建ての ____ 階
契 約 期 間	_____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日		

3 事業内容等

(1) 事業概要

開 業 予 定 日			
定 休 日		営 業 時 間	
従 業 員 人 数 (内 家 族 数)	正社員 _____ 名 (_____ 名) / パート・アルバイト _____ 名 (_____ 名)		
開 業 の 動 機			
当該補助金以外の 補助金申請の有無	<input type="checkbox"/> 当該補助金以外の補助金を受けている (※) <input type="checkbox"/> 当該補助金以外の補助金を申請中又は申請予定 (※) <input type="checkbox"/> 当該補助金以外の補助金は受けていないかつ受ける予定もない		
	※補助金名及び支給団体名：		

(2) 業種

	資格・許認可等の有無 あり (名称： _____) / なし <input type="checkbox"/> すでに取得済み / <input type="checkbox"/> 開業までに取得する予定
--	---

(3) 商品・サービスの具体的内容・価格

【主な取扱商品・サービスの内容】

(4) 開業に必要な資金の調達と使途

ア 開業に必要な資金の調達と使途

(単位：円)

資金調達方法 (収入)		資金使途 (支出)	
項目	金額	項目	金額
自己資金		店舗賃貸借における 初期費用	
金融機関借入		改装費・備品費	
親族からの借入・出資		その他運転資金	
合計 (A)		合計 (B)	

※ (A) = (B)

イ 収支計画 (開業から 12 か月の月平均)

(単位：円)

費目		金額	積算根拠
売上高①			【売上高】
売上原価 (仕入高) ②			
売上総利益 (③=①-②)			
経 費	家賃		【原価率】
	人件費 (※)		
	水道光熱費		【人件費】
	その他 (消耗品費等)		
	小計④		
営業利益 (③-④)			

※個人営業の場合、事業主の分は含めません。

(単位：円)

費目	【申請者記載欄】		【横浜市記載欄】
	補助対象経費		補助金算出額
	消費税込	消費税抜	
店舗賃料			(B) = (千円未満切捨て) ※補助限度額 登録店舗 1 階：50 万円 登録店舗 2 階：30 万円 空き店舗(開業支援枠)：100 万円
敷金・礼金			
保証金			
その他			
合計	(A)	(B)	(C) 000 円

代表者・役員等氏名一覧表

年 月 日現在の代表者・役員

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日	性別 (男・女)	住所
代表者					

※ 法人格を持たない団体にあつては、代表者以外の記載は不要

横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

住所

氏名

印

〔 法人、各種団体にあつては、
所在地、名称及び代表者氏名 〕

覚 書

商店街店舗誘致事業の実施に伴い、甲乙間において、次のとおり合意する。

本事業は、商店街の空き店舗を解消し、商店会の活性化と市民生活の向上が期待されるものであるので、事業を実施するにあたり、甲と乙は互いに商店会の活性化に向けて協力し合うこととする。

上記のとおり甲乙間において合意したので、本覚書を2通作成し各自で保有する。

年 月 日

(甲) (商店会 署名押印)

住 所

商 店 会 名

役 職

代 表 者 名

印

(乙) (申請者 署名押印)

住 所

団 体 名

役 職

氏 名

印

以上

団体名
代表者 様

横浜市長 印

商店街店舗誘致事業補助金交付決定通知書

年 月 日に申請がありました商店街店舗誘致事業補助金交付については、次の条件を付けて交付することを決定しましたので通知します。

1 補助金交付予定額

¥ _____ . -

2 交付条件

- (1) 補助対象事業について、申請した業種又は商店街団体が承認する業種かつ登録された時間を含めた営業を、定められた事業継続期間（1年間）、継続してください。
- (2) 補助対象事業の内容を変更する場合は速やかに商店街店舗誘致事業変更承認申請書（第7号様式）を市に提出し、市長の承認を受けてください。
- (3) 補助対象事業を中止する場合は速やかに商店街店舗誘致事業廃止等届出書（第10号様式）を提出してください。
- (4) 次のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の全部を取消し、既に交付した補助金の全部の返還を求めることがあります。
 - ア 横浜市商店街店舗誘致事業補助金交付要綱又は補助金の交付決定の内容に違反したとき
 - イ 虚偽の申請、報告又は不正の行為によって補助金の交付を受けたとき
 - ウ 補助事業を中止又は開業後1年未満で事業を廃止若しくは移転する場合
- (5) 開業した日から起算して30日以内又は当該年度終了期日（3月31日）のいずれか早い期日までに、商店街店舗誘致事業実績報告書（第12号様式）を提出してください。
- (6) 事業の実施に関しては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに留意してください。

担 当 :

T E L :

F A X :

第 号
年 月 日

団体名
代表者 様

横浜市長 印

商店街店舗誘致事業補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請がありました商店街店舗誘致事業補助金については、交付しないことと決定しましたので通知します。

不交付の理由

担 当 :
T E L :
F A X :

商店街店舗誘致事業補助金交付申請取下届出書

(届出先)
横 浜 市 長

申 請 者 〃
住 所
団 体 名
役 職 名
代 表 者 氏 名 印
(TEL)

※代表者氏名を自署した場合は、押印の省略ができます（法人の場合を除く）。

年 月 日をもって申請した商店街店舗誘致事業補助金交付申請を次の理由により
取り下げたいので、届け出ます。

取下げの理由

商店街店舗誘致事業変更承認申請書

（申請先）

横 浜 市 長

申 請 者 〳

住 所

団 体 名

役 職 名

代 表 者 氏 名

（TEL

）

印

※代表者氏名を自署した場合は、押印の省略ができます（法人の場合を除く）。

年 月 日 第 号で交付決定を受けた商店街店舗誘致事業について、次のとおり変更したいので承認いただきたく、横浜市店舗誘致事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき申請します。

1 変更の理由

2 変更の時期

3 変更の内容

変 更 前	変 更 後

団体名
代表者 様

横浜市長 印

商店街店舗誘致事業変更承認通知書

年 月 日に申請がありました 年度商店街店舗誘致事業の変更について、次のとおり承認しましたので通知します。

1 既に受けた交付決定通知書の年月日及び番号

年 月 日 第 号

2 変更の時期

3 変更の内容

変 更 前	変 更 後

担 当 :
TEL :
FAX :

団体名
代表者 様

横浜市長

印

商店街店舗誘致事業変更不承認通知書

年 月 日に申請がありました 年度商店街店舗誘致事業の変更について、次のとおり不相当と判断し承認しませんので通知します。

1 既に受けた交付決定通知書の年月日及び番号

年 月 日 第 号

2 不承認理由

担 当 :

T E L :

F A X :

商店街店舗誘致事業廃止等届出書

（申請先）

横 浜 市 長

申 請 者 〃
住 所
団 体 名
役 職 名
代 表 者 氏 名
(TEL)

印

年 月 日 第 号で交付決定を受けた商店街店舗誘致事業について、次のとおり（中止・廃止・移転）したいので、横浜市店舗誘致事業補助金交付要綱第 8 条第 4 項の規定に基づき届け出ます。

1 （中止・廃止・移転）の理由

2 （中止・廃止・移転）の時期

商店街店舗誘致事業遂行状況報告書

（報告先）

横 浜 市 長

申 請 者 〃

住 所

団 体 名

役 職 名

代 表 者 氏 名

（TEL

）

印

※代表者氏名を自署した場合は、押印の省略ができます（法人の場合を除く）。

年 月 日に事業開始した商店街店舗誘致事業について、次のとおり 年 月 日
から 年 月 日までの事業遂行状況を報告します。

1 事業遂行状況について

2 添付書類

（1）直近の決算書

（2）その他、市長が必要と認める書類

商店街店舗誘致事業実績報告書

(報告先)
横 浜 市 長

申 請 者 〳
住 所
団 体 名
役 職 名
ふ り が な
代 表 者 氏 名 印
(TEL)

※代表者氏名を自署した場合は、押印の省略ができます（法人の場合を除く）。

年 月 日 第 号で交付決定を受けた商店街店舗誘致事業について、横浜市店舗誘致事業補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき、関係書類を添えて事業実績を報告します。

1 実績概要

店 舗 名 称			
店 舗 所 在 地			
業 種		開店日	
営 業 時 間		定休日	
店舗賃貸借に係る 初期費用等の額	円 【内訳】		
従 業 員 数 (内 家 族 数)	正社員 名 (名) / パート・アルバイト 名 (名)		
その他 ・メニュー ・販売品目 ・サービス内容 ・価格 等			

2 精算

補助金交付申請額 (A)	円
受取補助金額 (B)	円
差引き (A) - (B)	円

3 添付書類

- (1) 店舗開店を確認できる写真、案内チラシ等
- (2) 商店会との覚書（第 3 号様式）の写し
- (3) 開業に際して法律に基づく資格が必要な場合は、当該資格を証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

※ (2) 及び (3) の書類については、交付申請時に添付している場合は省略可

団体名
代表者 様

横浜市長 印

商店街店舗誘致事業補助金交付額確定通知書

年 月 日に実績報告がありました商店街店舗誘致事業については、次の条件を付して補助金額を確定しましたので通知します。

1 補助金交付確定額

¥ _____ . -

2 交付条件

- (1) この補助金は、商店街店舗誘致事業実施のために使用し、他に流用しないでください。
- (2) 補助対象事業について、申請した業種又は商店街団体が承認する業種かつ登録された時間を含めた営業を、定められた事業継続期間（1年間）、継続してください。
- (3) 次のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の全部を取消し、既に交付した補助金の全部の返還を求めることがあります。
 - ア 横浜市商店街店舗誘致事業補助金交付要綱又は補助金の交付決定の内容に違反したとき
 - イ 虚偽の申請、報告又は不正の行為によって補助金の交付を受けたとき
 - ウ 補助事業を中止又は開業後1年未満で事業を廃止若しくは移転する場合
- (4) この補助金の使途について、必要があると認められた場合は、調査し又は報告を求めることがあります。
- (5) 補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間、補助事業に係る関係諸表、当該収入及び支出についての書類を整備、保管してください。
- (6) 事業の実施に関しては、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに留意してください。

担 当：
T E L：
F A X：

商店街店舗誘致事業補助金交付請求書

(請求先)
横浜市 長

申請者	〒	
	住 所	
	団 体 名	
	役 職 名	
	ふ り が な	
	代表者氏名	印
	(TEL)

年 月 日 第 号で交付決定通知のありました商店街店舗誘致事業の補助金を請求します。

補助金交付請求額 ¥ _____ . _

補助金振込先金融機関

金融機関の名称		銀行		支店等の名称	
		信用金庫		支店出張所	
預金種別	普通 当座	口座番号			
(フリガナ)					
口座名義人					

※ 請求書と口座名義人が異なる場合は、次に記名・押印をお願いします。

請求補助金については、上記口座に振り込んでください。

団体名等名称 _____

代表者役職名 _____

代表者氏名 _____

第 年 月 日 号

団体名
代表者 様

横浜市長

印

商店街店舗誘致事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日 第 号により交付決定しました、商店街店舗誘致事業補助金については、次の理由により補助決定を取り消すこととしましたので通知します。

取消の理由

担 当 :

T E L :

F A X :